

論文式試験問題集
〔法律実務基礎科目（刑事）〕

【刑 事】

次の【事例】を読んで、後記【設問】に答えなさい。なお、答案中、「刑事訴訟法」は「法」、「刑事訴訟規則」は「規則」、「弁護士職務基本規程」は「規程」と、断りなく省略してよいものとする。

【事 例】

1 A（54歳、男性）は、平成30年3月6日午前8時、「被告人は、V（当時82歳）を殺害して金品を強取る目的で、平成30年3月2日午前6時頃、H県I市J町1丁目2番3号同人方において、1階居間の南窓の施錠を外して侵入し、その頃から同日午前7時頃までの間に、同所において、殺意をもって、あらかじめ用意していたサバイバルナイフ（刃体の長さ約14.5センチメートル）で同人の右頸部及び左下腹部を突き刺すなどし、よって、同日午前9時頃、同所において、同人を右頸部欠陥損傷に基づく失血により死亡させて殺害し、その際、同人所有又は管理の現金200万円を強取したものである。」旨の住居侵入・強盗殺人事件で通常逮捕され、同月8日から勾留された後、同月26日にT地方裁判所に同罪で公判請求された。

2 受訴裁判所は、3月28日、Aに対する殺人被告事件を公判前整理手続に付する決定をした。検察官は、4月10日、証明予定事実記載書を同裁判所及びAの弁護人に提出・送付するとともに、同裁判所に証拠の取調べを請求し、Aの弁護人に当該証拠を開示した。検察官が請求した主な証拠の概要は、次のとおりであった。

(1) 証拠① 統合捜査報告書（犯行現場について）

「平成30年3月2日午後1時頃、Wから『お隣のVさん宅の窓ガラスが割れていたの、気になって外から呼びかけたが、返事がないので、様子を見に居間に入ったところ、Vさんが血だらけで倒れていた。』旨の110番通報があり、同日午後1時15分頃、V方に司法警察員が臨場し、Vが倒れていることを確認した。…（略）…。現場は、H県I市J町1丁目2番3号V方1階の居間である。居間の南側窓は、ガラス戸が割れており、施錠は外れていた。…（略）…。」

(2) 証拠② 解剖立会報告書

(3) 証拠③ 統合捜査報告書（窓ガラスの血痕について）

H県I市J町1丁目2番3号V方1階の居間の南側窓は、ガラス戸全体にヒビが入っており、ガラス戸中央施錠部分は破損している。同破損部分に人血が付着していたため、本件に関係すると思料し、鑑定を実施した。鑑定の結果、破損部分に付着していた人血のDNA型は、Aの血液のDNA型と一致した。

(4) 証拠④ Bの検察官面前の供述録取書

「私は、十数年前から、Vさんと事業の取引をしており、プライベートでもVさんと親交がありました。事件前日の3月1日の夜も、Vさんの自宅で、お酒をごちそうになっていました。その際、Aが事件の約1週間前にVさん宅に押し掛けて、Vさんに対し、『散々こき使っておいて。タダ働きたわけじゃねーから、俺の働き分はきっちり支払ってもらおう。』などと言っていたようです。Vさんは、『そんな十数年前のことを今更持ち出して、何を考えてるのか。どうせまた博打でもやって、金に困ってんだろ。』と、憤慨されていました。どうやら、十数年前に、VさんはAに事業を手伝ってもらっていたようですが、報酬の支払いに関しトラブルがあったようです。私は午後11時頃に、

Vさん宅から失礼しましたが、その時は、Vさん宅に特に異変はなく、居間が荒らされていたり、窓ガラスが割れたりしていることもありませんでした。」

(5) 証拠⑤ 統合捜査報告書（サバイバルナイフについて）

「平成30年3月6日、V方室内及び付近の検索を行ったところ、V方付近のゴミ収集場において、人血が付着したサバイバルナイフが落ちており、犯人の遺留品の可能性があると思料されたため、同日、これを領置し、鑑定を実施した。

鑑定の結果、同サバイバルナイフに付着していた人血のDNA型は、Vの血液のDNA型と一致した。また、同サバイバルナイフに付着していた指紋は、Aの指紋と一致した。」

(6) 証拠⑥ サバイバルナイフ1丁（平成30年3月6日領置のもの）

(7) 証拠⑦ Cの検察官面前の供述録取書

「私は、Aと大学以来の友人です。Aには、よく、『金を貸してくれ。』と頼まれることが多く、今までに40万円を貸して、3月2日まで、一度も返済してもらえていませんでした。また、Aは、他にも知人や消費者金融から、何百万円かお金を借りていたようです。Aは定職につかず、博打好きで、仕事を紹介してもすぐに辞めて、競馬やパチンコに給料のほとんどをつぎ込んでいたようです。ところが、3月2日の午後8時頃に、Aから突然電話がかかってきて、『金返すよ。いつもの居酒屋に来て。』と言われました。半信半疑でAの指定する居酒屋に行き、Aに会うと、Aは、『ずいぶん迷惑かけたから、色つけて返すよ。10万円はとっていてくれ。』と言って、私に50万円を渡してきました。私は、おかしいな、ついこの間まで、博打でやらかして、また金を貸してほしい、と懇願してきていたのに、と思い、気になって、『この金どうしたんだよ。』と聞いたら、『まあ、何だ、昔の給料を返してもらったんだよ。』とっていました。

(8) 証拠⑧ 総合仕事のD産業グループ墓石購入申込書

墓石購入代金として、平成30年3月28日に、200万円を支払う旨の記載があり、Vの署名・押印がある。

(9) 証拠⑨ Eの検察官面前の供述録取書

「私は、総合仕事のD産業グループI支店で、支店長をしております。V様は、平成30年2月25日に、確かに弊社の墓石の購入申込みをされています。V様は、奥様にも先立たれ、親族の方も遠方にいらっしゃることから、ご自身がお亡くなりになったときのことをとても気にされていました。遠方の親族の方が頻りに掃除をしに来なくていいとのことで、汚れが付着しにくい材質を用いている弊社の墓石をととても気に入られ、購入を決められていました。V様は、申込書に記入されているとき、『3月28日に200万円を現金で払う。F銀行からおろしておくから。他に遺産をやるようなやつもないから、これから金は自分のためにすべて使う。』とおっしゃっていました。」

(10) 証拠⑩ 捜索差押調書

「平成30年3月7日、捜索差押許可状に基づきA方の捜索を実施したところ、封筒1枚が発見され、本件に関係すると思料される記載があったため、これを押収した。」

(11) 証拠⑪ 封筒（表面に『3/28 200』という手書きの記載があり、表面下部にF銀行のロゴマークとF銀行のマスコットキャラクターがデザインされている。）

(12) 証拠⑫ Aの判決書謄本

平成17年6月21日、知人であるGに借金の返済資金を借り入れるために、Gに電話するも、むげなく断られ、Gの態度に憤慨したAがG宅の窓の施錠を外してG宅に侵入し、出刃包丁（刃体の長さ16.5センチメートル）でGの胸部を突き刺すなどしてその反抗を抑圧し、同人所有の現金5万円を強取したものの、同人に全治約1か月間を要する胸部刺傷による左外傷性血気胸等の傷害を負わせるにとどまり、殺害の目的を遂げなかったとして、住居侵入・強盗殺人未遂で同年7月29日に起訴され、審理の結果、懲役11年の有罪判決を受けた。

(13) 証拠⑬ Aの検察官面前の供述録取書

「私は、V宅に侵入していませんし、Vを殺害していません。事件当日の平成30年3月2日、Vの家には行っていません。その日は、I市内の知人の家に行っていました。知人の名前や住所、会っていた目的は、相手に迷惑がかかるので言いたくありません。

Vとは、確かに以前の報酬の未払いでトラブルになっており、平成30年2月28日に、Vの家でVと喧嘩にもなりました。しかし、その後お互い冷静に話し合い、50万円を私に支払うということで、解決しています。その50万円は、Cに返しました。

なぜ、サバイバルナイフに私の指紋がついていたのかはわかりません。また、Vの家の窓ガラスに、私の血がついていたのかもわかりません。Vと喧嘩したときに揉み合いになったので、もしかしたらそのときについたのかもかもしれません。」

- 3 Aの弁護人は、検察官に対し、5月7日に類型証拠の開示を請求した。これに対して、検察官は、同月14日において、弁護人の開示請求に係る証拠のうち、既に開示済みのものを含めて16点を類型証拠に該当するものとして開示に応じたが、①弁護人の類型証拠開示請求書の記載の各証拠のうち、「近隣住民らに対する聞き込みの結果を記載した捜査報告書等」（犯行時間帯に現場付近で不審な人物を見なかったか、ガラスが割れるような物音等を聞いたかどうかについて、付近住民らに聞き込みをし、捜査官がその内容を録取したもの。捜査官の署名・押印はあるが、付近住民らに内容を読み聞かせたり、署名押印をさせたりはしていないもの。）は刑訴法316条の15第1項6号に該当せず、また、重要性の要件を満たさないと回答した。そこで、Aの弁護人は、類型証拠開示に関する裁定の申立てをした。

Aの弁護人は、逮捕直後から接見を繰り返していたが、Aは証拠と同旨の供述をするのみで、どこで、誰と会っていたのかを明らかにしないままだった。そこで、Aの弁護人は、公判期日とする予定の主張として、犯人性を否認し、「被告人は本件公訴事実記載の日時において、犯行場所にはおらず、H県I市内の自宅ないしその付近に存在した」旨の予定主張事実記載書を裁判所に提出するとともに検察官に送付し、それ以上に具体的な主張は明示せず、裁判所がその点につき釈明を求めることもなかった。Aの弁護人は、併せて、②検察官請求証拠に対する意見を述べた。

- 4 その後、数回の公判前整理手続期日を経て、6月25日に、裁判所は、証拠決定をし、争点はAの犯人性であること及び証拠の採否を留保し、Bの証人尋問を実施すること等の証拠の整理結果を確認して審理計画を策定し、公判前整理手続を終結した。

〔設問 1〕

下線部③に関し、Aの弁護人の裁定申立てについて、裁判所はどのような裁定をすべきか。裁判所の立場から、近隣住民らに対する聞き込みの結果を記載した捜査報告書が刑法316条の15第1項6号に該当するかに絞って論じなさい。なお、答案中は、「近隣住民らに対する聞き込みの結果を記載した捜査報告書」を「報告書」と、断りなく省略してよいものとする。

〔設問 2〕

- (1) 下線部④に関し、検察官は、証拠⑤が、Aの犯人性を立証する上で、直接証拠又は間接証拠のいずれとなると考えているかを論じなさい。
- (2) 下線部⑤に関し、証拠⑥の取調べ請求について、Aの弁護人はどのような意見を述べるべきか。理由を付して簡潔に論じなさい。

〔設問 3〕

公判期日において、サバイバルナイフに付着していた指紋の鑑定を実施したKの証人尋問が実施され、反対尋問において、Aの弁護人がKに対し「私が民間の研究所に調査を依頼したところ、本件サバイバルナイフに付着していた指紋は、Aの指紋ではないということであったが、それが真実ではないか。」と質問をした。検察官としては、どのような意見を述べるべきか、理由を付して論じなさい。

〔設問 4〕

Aの弁護人は、公判前整理手続終了後、新たに証人の取調べ請求をすることはなかった。そして、公判期日において、被告人質問が実施され、Aが、「犯行日時には、知人と会う約束があったことから、H県I市内の知人方に行っていた。」との供述をし、弁護人がさらに詳しい供述を求める質問をしようとした。これに対し、検察官が「公判前整理手続における主張以外のことであって、本件の立証事項とは関連性がない。」旨を述べて異議を申し立てた。

Aの弁護人の質問及び、これに対するAの供述は許されるか。裁判所の立場から、問題となる条文を挙げ、結論とその理由を簡潔に示して論じなさい。

〔設問 5〕

〔設問 4〕に続き、弁護人は、Aのアリバイの主張や、血痕付着の理由等、被告人の言い分を引き出す質問を粘り強く行った。しかし、Aは、曖昧不明確な供述に終始した。Aの弁護人は、Aに対し、事件の見通しとしては厳しいことを何度も説明したが、Aの全面否認の意向は変わらなかった。Aの弁護人は、これまで検察官が提出し、Aの弁護人が閲覧・謄写した客観証拠の存在や、被告人の供述が矛盾していたり、曖昧であったりしたことから、これ以上の無罪主張は困難であると考えた。また、罪を認めさせ情状を主張したほうがAの利益になると考えた。そこで、Aの弁護人は、最終弁論において、「立場上詳述は避けるが」と前置きをした上で、「被告人の全面否認の供述は明らかに無理がある」などとした上で、被告人の供述に反し、公訴事実を認める内容を基調とする主張をした。なお、Aは、弁護人の最終弁論後の最終意見陳述で、弁護人の最終弁論に関し、特に不服を述べなかった。

このAの弁護人の行為は、弁護士倫理上どのような問題があるか、以下の弁護士職務基本規程を適宜参照し、論じなさい。但し、本問に限り憲法及び刑事訴訟法の条文は参照しなくてよいものとする。

○弁護士職務基本規程

(使命の自覚)

第一条 弁護士は、その使命が基本的人権の擁護と社会正義の実現にあることを自覚し、その使命の達成に努める。

(信義誠実)

第五条 弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。

(依頼者との関係における自由と独立)

第二十条 弁護士は、事件の受任及び処理に当たり、自由かつ独立の立場を保持するように努める。

(正当な利益の実現)

第二十一条 弁護士は、良心に従い、依頼者の権利及び正当な利益を実現するように努める。

(依頼者の意思の尊重)

第二十二条 弁護士は、委任の趣旨に関する依頼者の意思を尊重して職務を行うものとする。

2 弁護士は、依頼者が疾病その他の事情のためその意思を十分に表明できないときは、適切な方法を講じて依頼者の意思の確認に努める。

(刑事弁護の心構え)

第四十六条 弁護士は、被疑者及び被告人の防御権が保障されていることにかんがみ、その権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動に努める。

(偽証のそそのかし)

第七十五条 弁護士は、偽証若しくは虚偽の陳述をそそのかし、又は虚偽と知りながらその証拠を提出してはならない。

(解釈適用指針)

第八十二条 この規程は、弁護士の職務の多様性と個別性にかんがみ、その自由と独立を不当に侵すことのないよう、実質的に解釈し適用しなければならない。第五条の解釈適用に当たって、刑事弁護においては、被疑者及び被告人の防御権並びに弁護人の弁護権を侵害することのないように留意しなければならない。

2 (略)